

—自動車の移転登録・抹消登録手続は忘れずに—



自動車税種別割(※)って？

毎年4月1日現在で運輸支局に登録されている
自動車の所有者(使用者)に納めていただく税金です。

※2019年10月1日から自動車税の名称が、「自動車税種別割」に変わりました。

乗らなくなった車は？

すぐに抹消登録をしましょう。抹消にも二つのパターンがあります。

○一時抹消→車の利用を一時的に中止する手続です。
後日利用を再開(再登録)することもできます。

○永久抹消→解体(リサイクル)する場合など、車の利用を
永久に中止する手続です。登録は復活できません。

移転・抹消の手続き
は3月31日までに



車を譲ったり、譲り受けたりしたら？

名義をそのままにしておくと、いつまでも元の
持ち主に自動車税種別割がかかってしまいます。

○譲ったとき→自動車の名義を相手の名義に
変えましょう。

○譲り受けたとき→自動車の名義を自分の名
義に変えましょう。

引っ越しをしたら？

住所が変わった場合、法令により15日以内
に、車検証の住所変更を行う必要があります。

また、次の年度の自動車税種別割のお知ら
せがきちんと届くように、併せて鹿児島県に
も電話等でお知らせください。

【自動車登録の問合せ先】鹿児島運輸支局登録部門

〒891-0131 鹿児島市谷山港2丁目4-1 ☎050-5540-2089

【自動車税種別割の問合せ先】南薩地域振興局県税課(管轄 枕崎市・指宿市・南さつま市・南九州市)

〒897-0031 南さつま市加世田東本町8-13 ☎0993-52-1315

植えてはいけない「違法なけし」ご存じですか？

けしには、「ヒナゲシ」や「オニゲシ」のように「違法ではないけし」と、麻薬の
原料になるため、法律で栽培、所持が禁止されている「違法なけし」がありま
す。

「違法なけし」は、法律で栽培、所持が禁止されているということを知らず、
観賞用として栽培されていることがあります。また、種子が飛んで自生してい
る場合もあります。

鹿児島県では、「違法なけし」を除去するため、例年、3月から5月頃につ
て巡視を行っています。この時期は、けしの花が咲き、「違法ではないけし」と
の見分けが付きやすいためです。

「違法なけし」は次のような特徴があります

- 葉の外観はキャベツの葉の様な白みを帯びた緑色をしている。
- 葉の付け根が茎を巻き込むような形で付いている。

「違法なけし」を見つけたときは、保健所へお知らせください。



【お問合せ先】

指宿保健所：0993-23-3854

加世田保健所：0993-53-2317

南薩地域植樹祭の開催

令和、最初の南薩地域植樹祭が11月23日(土)に指宿市池田のレイクグリーンパークで開催され、地域の林業関係者や緑の少年団など約200名が参加しました。

植樹祭は、地域の森林を守り育てる大切さについて、理解を深めてもらうことを目的として、隔年で開催しています。

式典では、森林・林業の功労者や植樹祭テーマ入賞者、各種競技会・コンクール入賞者15名の表彰等が行われました。

式典終了後には、参加者でヒカンザクラ21本、イペー50本の植樹を行いました。

次回は、令和3年度に南九州市での開催を予定しています。



国道226号 笠沙トンネルが貫通しました

国道226号「笠沙道路」については、現在、トンネルと橋りょうを含む約1.2kmのバイパス区間の整備を行っているところですが、このうち、平成30年10月から掘削を進めていた「笠沙トンネル」が昨年11月20日に無事貫通し、1月24日には、施工者主催による「貫通式」が開催されました。

今後は、今年夏頃までにトンネル本体工事を完成させ、引き続き、トンネル内の舗装や照明・非常用施設等の工事や接続する谷ノ山橋の整備を行い、できるだけ早期の供用開始を目指して工事を進めます。



トンネル貫通の瞬間



笠沙道路の概要【施工中区間】



貫通式の様子